平成２９年（フ）第５６５１号
大阪府門真市栄町13番18号　大宝門真ＣＴスクエアⅠ　205号
債務者　武田　一起
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６９６号
大阪府池田市旭丘１丁目10番22号
債務者　宮川　和子
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７２１号
大阪府枚方市村野南町２番14―102号
債務者　大野　進治
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７２５号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ32―104号
債務者　髙橋　　章
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７５８号
大阪府枚方市渚栄町１番12―11号
債務者　森谷　美紀（旧姓政田）
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７７６号
大阪市住之江区御崎６丁目14番22号　上野第一マンション　201号
債務者　木村　安子
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３８号
香川県高松市仏生山町甲2560番地２
債務者　槇山　靖志
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３号
長崎県五島市富江町富江703番地１
債務者　谷口　吉信
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第８１５号
平成26年６月８日までの住所　仙台市青葉区大手町４番41号コーポ北目201
債務者　千葉美穂子（昭和58年５月12日生）
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８６１号
仙台市太白区長町南１丁目５番50号　大友アパート203
債務者　渡邉　　聡
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２４８号
茨城県猿島郡境町633番地６　メゾン・ド・オンフルール101号
債務者　阿部　信行
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２２４号
長野市大字稲葉976番地１　グレイスハイランドＡ204
債務者　西澤はるか
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
長野県東御市田中537番地２
債務者　戸島　悠葵
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２０５号
長野県北安曇郡白馬村大字北城7587番地１　ハイムフロイデ101号室
債務者　田村紀美子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２２４号
長野県安曇野市三郷明盛1300番地２　メゾン・ド・ミサトＳ　Ｓ―15
債務者　羽尻　　司
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２３２号
長野県安曇野市穂高有明5944番地74、住民票上の住所長野県安曇野市明科東川手673番地１
債務者　丸山　伸樹
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２３３号
長野県安曇野市穂高有明5944番地74
債務者　丸山　章枝
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
長野地方裁判所松本支部